

解雇等による住居喪失者に対する「就職安定資金貸付」事業について

1 目的

解雇や雇用期間満了による雇止め等による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされる者等に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援する。

2 貸付条件

(1) 貸付対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 事業主都合等による離職(解雇・雇い止め)に伴って住居喪失状態となった離職者
- ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
- ③ 貯金・資産がないこと
- ④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者

(2) 貸付対象費目と貸付上限額等

貸付対象費目	(細目)	貸付上限額	
①住宅入居初期費用	敷金・礼金等	40万円	} 50万円
	転居費・家具什器費	10万円	
②家賃補助費		6万円×6ヶ月 ※	} 36万円
③生活・就職活動費	常用就職活動費	15万円(世帯の場合) 13万円(単身の場合) ×6ヶ月 ※	} 100万円
	就職身元保証料	10万円	

※は、雇用保険受給者でない者に限る。

(3) 担保・保証人

担保・保証人不要。ただし、貸付元金融機関の指定する信用保証機関を利用することを条件とする。

(4) 貸付利率

3%程度(信用保証料を含む)(予定)。

(5) 返済方法

元金据え置き6ヶ月。10年以内に元利均等月賦償還(最終弁済時年齢65歳)。

(6) 返済免除

貸付6ヶ月後の時点で雇用保険一般被保険者として就職していた場合は、返済額の一部免除。

3. 手続き

- 貸付希望者はハローワークへ出向き、住居と安定就労の確保を図るための相談を受ける
- 離職と住居喪失の事実に関する離職した事業所の事業主による証明や、入居予定の賃貸住宅等に関する確認書類をとりそろえてハローワークの確認を得る
- 確認書類を添えて貸付元金融機関へ出向き貸付を受ける
- 貸付金によって賃貸住宅へ入居し、再就職活動を進める